

# 災害時の医療救護活動に関する協定書

奈良市

奈良市薬剤師会

## 災害時の医療救護活動に関する協定書

奈良市（以下「甲」という。）と一般社団法人奈良市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、奈良市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害時における医療救護活動に万全を期するため、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

### （医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動を実施するため、薬剤師救護班の編成等について定めた災害時行動マニュアルを作成するものとする。

2 前項の規定に基づき策定したマニュアルは、策定後直ちに甲に報告するものとし、改正した場合はその都度甲に報告するものとする。

### （薬剤師救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し、薬剤師救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、災害時行動マニュアルに基づき、薬剤師救護班を編成し、派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事由により、情報、通信等が途絶し、甲からの派遣要請を受け取ることができない、又は、派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により、薬剤師救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により薬剤師救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した薬剤師救護班の派遣は、甲の要請に基づく薬剤師救護班の派遣とみなす。

### （薬剤師救護班の業務）

第4条 乙が派遣する薬剤師救護班は、原則として甲が設置する救護所又は避難所若しくは甲が指定する場所（以下「救護所等」という。）において医療救護活動を行うものとする。

2 薬剤師救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等への医薬品の供給
- (2) 救護所等における医薬品等の仕分け・管理
- (3) 傷病者に対する調剤・服薬指導
- (4) 各避難所における巡回・衛生管理業務
- (5) その他医療救護活動に必要な業務

### （薬剤師救護班に対する指揮命令）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙の派遣する薬剤師救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、薬剤師救護班の班長が行う。

2 前項の規定に基づく薬剤師救護班の班長は薬剤師とし、乙が定め、甲に報告する。

### （医薬品の備蓄）

第6条 甲は災害時において初動で必要とする医薬品、医療資器材その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）を定め、乙に報告する。

2 乙は平素から、医薬品等を調達し、備蓄するものとする。

3 乙は、乙に加入する薬局、薬店の医薬品等の備蓄状況を適宜確認し、不足があれば直ちに補充するものとする。

4 乙は、緊急で必要とする医薬品等を災害時行動マニュアルに定めるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、前条の規定に基づき乙及び乙の会員が管理し保管する医薬品等について提供を求めることができる。この場合、乙はこれに協力するものとする。

2 救護所等への医薬品等の輸送は、原則として乙が行うものとする。

（経費の負担）

第8条 第3条の規定に基づき、乙が派遣した薬剤師救護班の編成及び派遣に要する経費は、甲が負担する。

2 薬剤師救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、甲がその実費を弁償する。

3 薬剤師救護班が医療救護活動を行い、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合においては、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び同法施行令（昭和22年政令第225号）の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給する。

（事故及び損害の責任と負担）

第9条 救護所等において発生した事故及び損害について、乙又は薬剤師救護班に故意又は重大な過失のない限り、乙は賠償責任を負わないものとする。

（薬事紛争）

第10条 第3条に基づく医療救護活動を遂行するに際し、傷病者との間に薬事紛争が発生した場合は、乙は直ちに甲に連絡し、甲及び乙が協議の上その処理に当たるものとする。ただし、乙又は薬剤師救護班に故意又は重大な過失のある場合は、甲は乙に対して求償することができる。

（報告）

第11条 乙は、医療救護活動を行ったときは、医療救護活動に関する救助実施記録日計票及び薬剤師救護班活動状況を、甲に速やかに報告するものとする。

2 乙は、医療救護活動において、業務災害が発生したときは、業務災害発生報告書を、甲に速やかに提出するものとする。

（訓練）

第12条 甲は乙に対し、甲が実施する訓練に参加するよう要請することができるものとする。

（協議）

第13条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、令和6年1月12日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了前30日までに甲乙双方から別段の意思表示が無いときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年1月12日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川 げん

乙 奈良市紀寺町768番地

一般社団法人奈良市薬剤師会

会 長 七海 朗